

「只見町の野生動植物を保護する条例」にかかる保護基準 (条例第 11 条関係)

保護対象となる野生動植物種

1. 「只見町の野生動植物を保護する条例」における保護の対象となる野生動植物種
対象種は以下のものとする。

- (1) 国（環境省）が取りまとめたレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種のうち、只見町に自生・生息する種（条例第2条および第5条関係、別表）
- (2) 福島県が取りまとめたレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種のうち、只見町に自生・生息する種（条例第2条および第5条関係、別表）
- (3) 只見町の「只見町の野生動植物を保護する条例」により定める『町指定貴重野生動植物』（条例第2条及び第6条関係）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項の国内希少野生動植物種（以下「国内希少野生動植物種」という。）、法第5条第1項の緊急指定種及び福島県野生動植物の保護に関する条例（平成16年福島県条例第23号。以下「県条例」という。）第2条第2項の特定希少野生動植物（以下「県特定希少野生動植物」という。）を除く野生動植物のうち、只見町に自生・生息する種。すなわち、地域の伝統的な生活・文化を支え、重要な構成要素として、その保護・保全が求められる野生動植物種のなかで、特に近年、個体数が減少、あるいは自生地・生息場所が狭められている種を指定する。

- ① 町指定貴重野生動植物は、町長が指定する。
- ② 町指定貴重野生動植物の指定に当たっては、只見町内外の有識者・学識経験者などの意見を参考し、候補となる動植物を選定し、リストを公告縦覧し、広く町民の意見を求めるものとする。
- ③ 町指定貴重野生動植物のリストは、野生動植物の置かれている実状と新たな科学的知見を基に逐次改定するものとする（追加・削除する）。

2. 個体および個体群の定義

種の個体には、実生、幼生、成体のほか、種子および卵を含む。個体群とは、その地域集団を指す。

3. 保護すべき野生生物種の個体・個体群の取り扱い

- (1) 国内希少野生動植物種、緊急指定種および県特定希少野生動植物

関係法令（「野生動植物の種の保存に関する法律」、「福島県野生動植物の保護に関する条例」）に基づき取り扱う。

- (2) 国および県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種

「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき捕獲、採取、殺傷、損傷及び悪影響を与える活動を控えるように努める。（条例第2条および第5条関係）

- (3) 町指定貴重野生動植物

「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき捕獲、採取、殺傷、損傷及び悪影響を与える活動を控えるように努める。（条例第2条および第6条関係）

4. 国および県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種および町指定貴重野生動植物の生育地・生息場所の取り扱い

- (1) 国および県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種および町指定貴重野生動植物の保護・保全は、それら種の生息地、自生地の保存・保護をもって行うことを原則とする。

- (2) 町長は、国および県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種および町指定貴重野生動植物が生息ないし自生する重要な場所、地区については、野生動植物保護地区（以下、「保護地区」という）として指定し、保護・保全に努める。また、住民、関係者および来訪者に、その趣旨を周知し、協力することを求める。

- (3) 保護地区を破壊、改変する行為については、所定の様式をもって町長に許可を求めなければならない。また、保護地区内のいかなる野生動植物の捕獲・採取を禁止する。

5. 大量捕獲等の禁止措置（条例第8条関係）

- (1) 強力な光源を用いて（ライトトラップによる）、昆虫類を捕獲する行為については、これを禁止する。

- (2) 特定の山野草を大量採取する行為を禁止する。ただし、地元住民により慣行的に行われてきた山菜・キノコ類については、この対象としない。

- (3) 町長は、注意や警告を無視し、地域の保護すべき野生動植物に深刻な影響を及ぼす行為を繰り返す悪質な違反者に対しては、行為の中止と過料の支払いを求めることが出来る。

6. 保護・回復措置

- (1) 国および県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種および町指定貴重野生動植物を捕獲、採取、殺傷、損傷したあるい

はその自生地、生息地を破壊ないし改変した場合は、町に報告するとともに、指示に従って原状回復に努めなければならない。

7. 特別採捕許可

- (1) 国および県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に掲載された種および町指定貴重野生動植物について、学術調査、教育その他の目的のため必要性がある場合は、町長に対し、所定の様式により採捕許可申請を行うことが出来る。
- (2) その場合、町長は合理的な採捕の理由がある場合は、条件を付して採捕を許可することが出来る。
- (3) 特別採捕許可を受けたものは、採捕行為とその結果について、所定の様式で町長に報告しなければならない。また採取・捕獲した野生動植物は、その所在、処理を明らかとしなければならない。

8. モニタリング

只見町は、町内に生育、生息する野生動植物と特に絶滅が心配される種について、定期的に、その実態把握に努めなければならない。

9. 只見町野生動植物保護監視員（条例第9条関係）

- (1) 只見町長は、只見町内の保護すべき野生動植物の保護・保全を図るため「只見町野生動植物保護監視員」（以下、「保護監視員」という）を置くことができる。
- (2) 保護監視員は、只見町の公認自然ガイドの資格を有する者から町長が選任、委嘱する。この他、町長が、只見町の自然環境と野生動植物について専門的な知識を有すると認めるもの保護監視員とすることが出来る。
- (3) 保護監視員は、只見町の特別職の職員で非常勤のものとし、年額 15,000 円の報酬を支給する。任期は1年更新とする。
- (4) 只見町長は、保護監視員に対して腕章（様式第1号）及び身分証明書（様式第2号）を交付する。保護監視員は、腕章及び身分証明書を必要時に携帯するものとする。
- (5) 保護監視員は、委嘱およびその更新に際し、町の講習を受けなければならない。
- (6) 保護監視員は、只見町の町内に生息・自生する貴重な、あるいは絶滅が危惧される野生動植物を保護するため、注意喚起、指導、啓発に努めるものとする。
- (7) 違反行為に対しては、現況把握に努めることを第一とし、関係機関に通報する。場合によっては、違反者に対しては口頭および文書により注意、指導することが出来る。

様式第1号

【腕章】

只見町野生動植物保護監視員
福島県只見町

様式第2号

【身分証明書・表面】

		第 号		
只見町野生動植物保護監視員 身分証明書				
氏 名 :				
生 年 月 日 :				
住 所 :				
委 嘱 期 間 自 :	年	月	日	
	至 :	年	月	日
上記の者は、只見町野生動植物保護監視員であることを証明する。				
年 月 日 只見町長				

【身分証明書・裏面】

只見町野生動植物保護監視員心得	
1.	只見町野生動植物保護監視委員(以下「監視員」という。)は、只見町内に生息・自生する貴重な、あるいは絶滅が危惧される野生動植物を保護するため、注意喚起、指導、啓発に努める。
2.	監視員はその活動にあたり腕章、帽子を着用、本証を携帯すること。また、町民や来町者に野生動植物保護の重要性を理解してもらおう努める。
3.	違反行為に対しては、現況把握に努めることを第一とし、その内容を関係機関に通報する。